

地域支える持続可能な物流ネットワーク
事業報告書

高 知 県 大 川 村

1. 大川村の概要

(1) 村の概況

(自 然)

本村は、高知県の最北端、県都高知市の真北に位置し、北部を愛媛県、東南を土佐町、西部をいの町に接している。高知市までは 72km、松山市までは 113km、高松市までは 130km の距離にある。1,000m以上の山岳に囲まれた典型的な山村で、総面積 95.27k m²、その 94%は林野で占められ耕地は極めて少ない。

集落は、村の中央を西から東に流れて早明浦ダムに注ぐ吉野川の両岸に散在している。

(歴 史)

明治 22 年の市町村制施行に伴い、本川郷下分及び森郷の一部から 16 集落が分離発足した。以来 120 年余を経過した今も集落数は変わっていないが、昭和 46 年の早明浦ダム建設による中心集落の水没、昭和 47 年の白滝鉱山閉山等により集落の形態は大きく変化した。

(社会・経済)

昭和 30 年代からの急激な経済の発展は、農林業等の第 1 次産業を基幹として常にその振興を目指してきた山村にとって極めて厳しいものとなった。

加えて、ダム建設に伴う水没や鉱山の閉山という外的要因による地域人口の激減、主産業である林業の長期的不況などにより第 1 次産業においては生産性、所得ともに低い水準で推移してきた。

(2) 村における過疎の状況

村の人口は、昭和 35 年の 4,114 人（国勢調査）をピークとして、その後減少の一途をたどり、特に昭和 46 年の早明浦ダム建設による中心集落の水没、昭和 47 年に 160 年余りの創業歴史を持つ白滝鉱山の閉山が決定的な要因となり、昭和 60 年には 751 人にまで激減、全国的にも稀な過疎の小村となった。

このため村は、昭和 60 年を「むらづくり元年」と位置づけ、その基本理念を「若者の定住促進」として不退転の決意で施策を推進してきた。

また、平地のほとんどない地理的条件から企業立地の可能性は少なく、若年層の地域外流出は依然続き地域人口の高齢化はハイペースで進行している。

(3) 村の社会経済的発展の方向の概要

昭和 40 年代における外的要因等による村人口の激減、高齢化の進行、主産業である林業の不況、輸入自由化等による牛肉や農産物の価格低迷等社会経済情勢は極めて厳しい状況にある。現在までのむらづくり対策により若干の若者が定着するなど活性化の兆しが見られるようになったが、依然として基本的にはその情勢は変わっていない。

2. 人口及び産業の推移と動向

(1) 人 口

村の人口は、昭和 30 年代をピークに減少の一途をたどり、なかでも昭和 40 年からの 10 年間は、自然減少に加えて早明浦ダム建設に伴う水没や全盛期には 2,000 人を超える住民がいた白滝鉱山の閉山により一気に 71%の激減となり、1,000 人を割る県下最小の自治体となった。

その後においても、やや鈍化しながらも減少は続き平成 22 年の国勢調査では 411 人まで減少した。この間において昭和 60 年から推進してきた若者定住を基本とする活性化対策の効果により一時的に微増を示したものの近年は再び減少に転じている。

若年者（15～24 歳）比率は、昭和 35 年の 20.7%をピークに平成 22 年には 4.1%まで減少した。

一方、高齢者（65 歳以上）比率は、昭和 35 年の 5.2%から年々上昇し、昭和 60 年には 23.6%、平成 22 年には 44.3%となっている。

(2) 産 業

鉱山の閉山等による事業所の減少は第 2 次産業の激減につながり、村の主産業である林業の不況が続くなか、住民の多くは土木建設等の被雇用者として生計を維持する傾向が生じた。

その後の活性化施策の推進により、鉱山跡地の集中的開発による雇用の場の創出、間伐材等を利用した木製品の加工生産組合の誕生、高知県が開発した「土佐はちきん地鶏」の生産団体等雇用の場は多少増加した。

3. モデル事業の目的

既存の輸送システムに買物弱者支援サービス及び農産物等庭先集荷サービスを付加し、将来的なニーズにも対応可能な輸送システムの構築を図るため、事業者等と協働して輸送システムの検討及び試行的実施を行う。

輸送システムの検討及び試行的実施に必要な関係団体からなる推進協議会を設立。

協議会内に検討項目ごとの部会を設置し、試行的実施に向け検討及び関係機関との調整を行うこととした。

4. 地域の現状と課題

現在、村内に住む高齢者の多くは、日常の移動手段として自家用車を使用している（同乗含む）。平日にはデイサービス等送迎用の福祉バスや診療所送迎バスが運行しており、来院のついでに村内の商店で買い物をする利用者も多い。

一方、村内にタクシー事業者は無く、民間事業者のバスは運行しているものの、自宅からバス停までの遠さや乗り降りの困難さなどから運行バスの利用は少ない。また、土日祝日や事前の予約無しに利用できる交通手段が少なく、村民からも望む声は多い。

今後、さらなる高齢化の進行等により自家用車を利用できない高齢者は増加する見込みであり、将来を見通した移動手段の確保が必要である。

現在、村内の各商店、移動販売及び村外のスーパー等で生活物資の確保はできている状況である。

しかしながら、商品の品揃えや生鮮食品の少なさから村外のスーパー等での買物を希望する高齢者は多い。

また、村内の商店の将来的な存続の見通しが不安定な状況から、買物弱者支援についても対策が必要である。

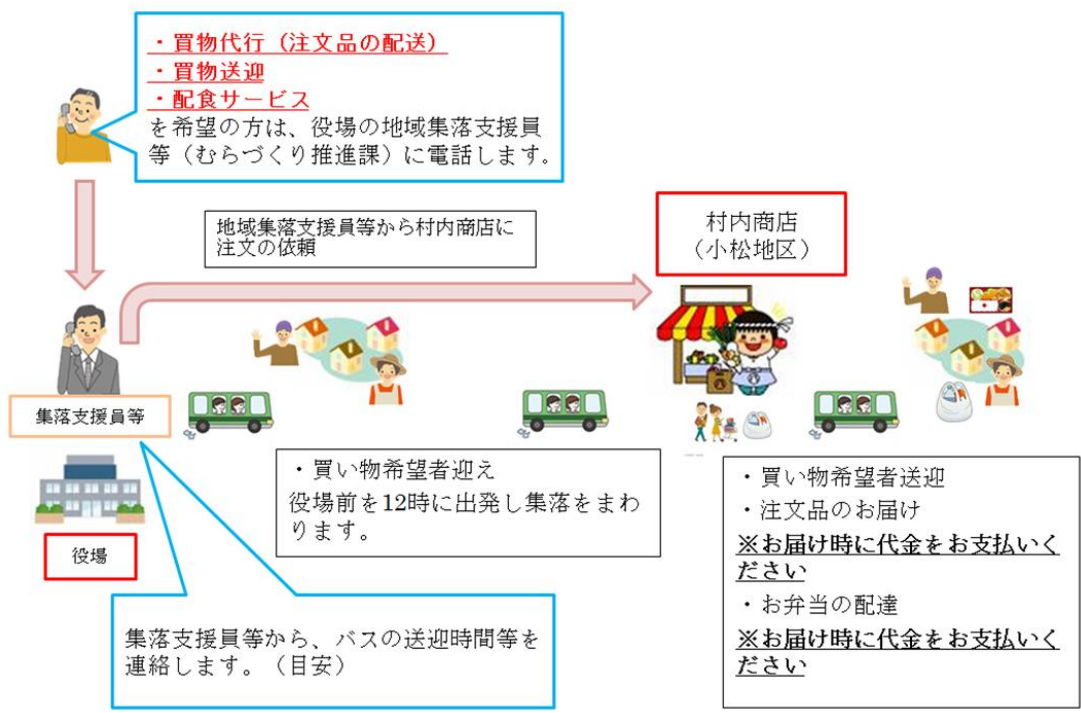
高齢化の進行や村内商店の存続の見通しが不安定な状況。将来的なニーズも踏まえようと、交通・物流・生活支援サービスを最適化していく必要がある。

5. モデル事業の実施内容について

本モデル事業は、村内の利用者が前日までに、買い物送迎の依頼もしくは、商品の注文を大川村役場の集落支援員に連絡する。

その後、集落支援員が、利用者にバスの送迎時間と商品の注文がある場合は、村内の商店に注文の依頼をする。その後、村内商店で袋詰めをしてもらう。

翌日に、協議会の運転するバスで各集落を回り、買い物希望者を迎えに行く。迎えに行き、村内商店や郵便局等がある小松地区に送迎し、買い物利用者は、買い物を、運転手は、袋詰めされた商品を受け取り、また、お弁当を食堂から預かる。その後、買い物利用者を各集落に連れて帰り、その便で商品の配布と集金、配食サービス希望者へのお弁当の配布を行う。



モデル事業 配食写真



モデル事業 配食写真



モデル事業 配食写真



6. モデル事業の実施結果

本トライアルにおいては、物流量、利用者数、配食サービス等のデータは下記のとおりとなる。

利用実績

月日	利用者		
	送迎	買い物代行	配食
12月7日(月)	1		
12月8日(火)	0		
12月9日(水)	0		1
12月10日(木)			3
12月11日(金)			
12月14日(月)			
12月15日(火)	3	2	
12月16日(水)	4		1
12月17日(木)	1		3
12月18日(金)	2		
12月21日(月)			
12月22日(火)	4		
12月23日(水)			1
12月24日(木)	3		2
12月25日(金)	3	2	
小計	21	4	11
計	36		

7. モデル事業の評価

本モデル事業については、トライアル期間が1ヶ月と短く、また全村民に対しての周知が足りていなかった。また、買い物代行については、村内の個人商店が12月末で移動販売をやめることも重なり、最後に個人商店を利用しようとする村民も多く予想以上に利用者が少なかった。

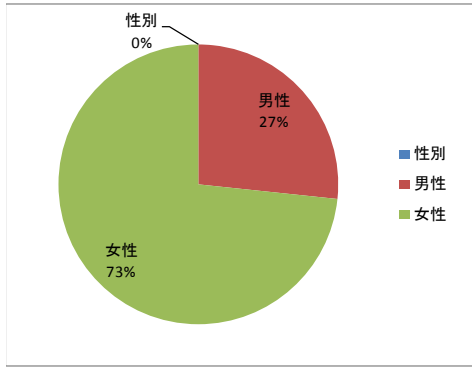
送迎については、デマンド方式を追加することによって、一定利用者があった。利用者からは、公共交通（バス）を利用したいが、路線がないことや、時間等の不満が聞こえてきた。

配食サービスは、自分で商事を作れない方や、高齢者を中心に利用があった。今後、高齢化が進み、独居老人も増えていくことが予想される。

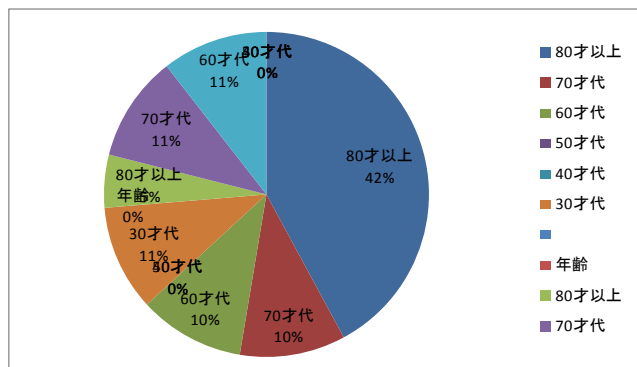
【利用者・非利用者アンケート】

利用者の性別・年齢層・自動車の利用状況・高齢者率・地域

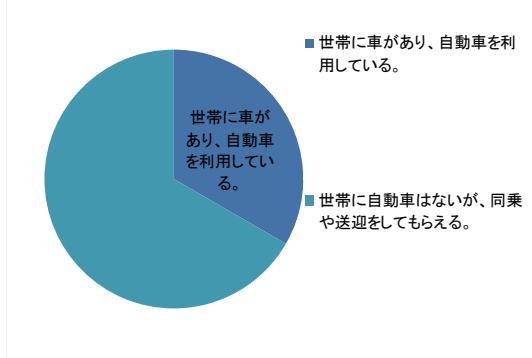
性別



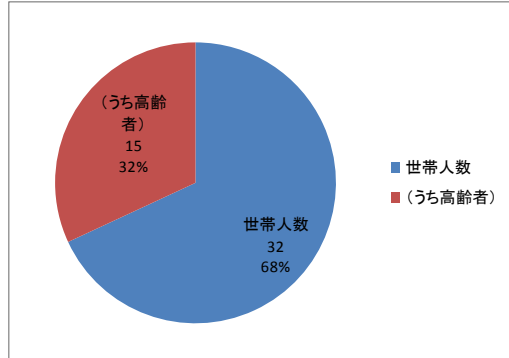
年齢



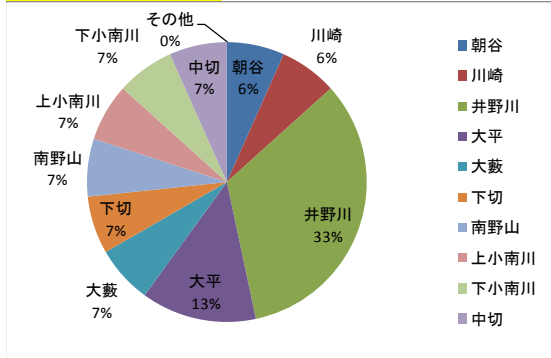
自動車の利用状況



世帯人数と高齢者の割合

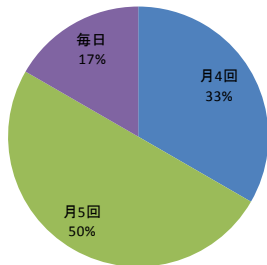


地域

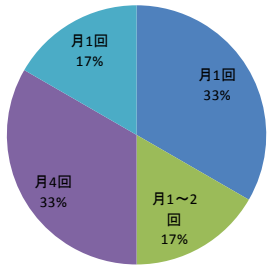


買い物の現状

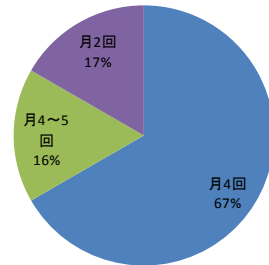
村内の商店



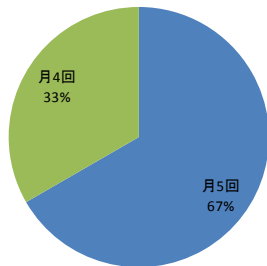
村外の商店



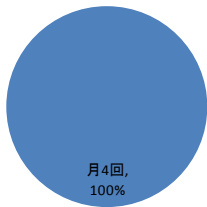
移動販売



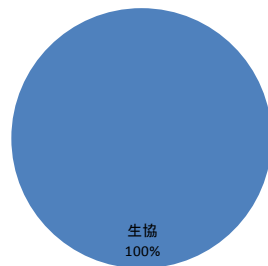
ネットスーパー



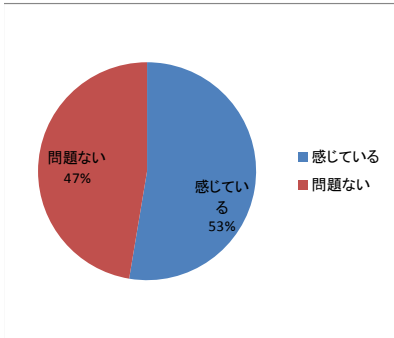
家族等に届けてもらう



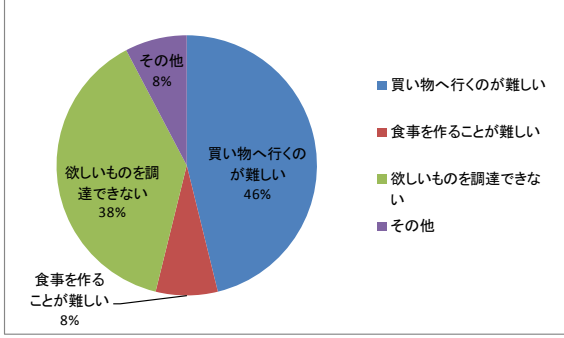
その他



日常の買い物に不便や不安を感じるか？

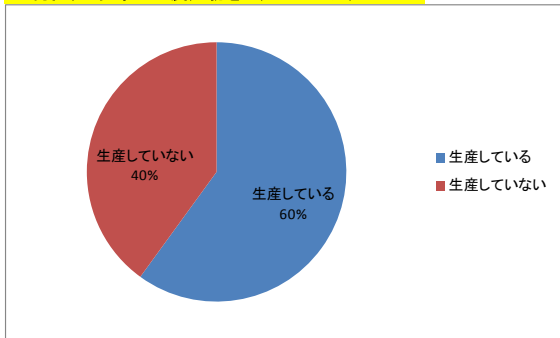


何に対して不便不安を感じますか？

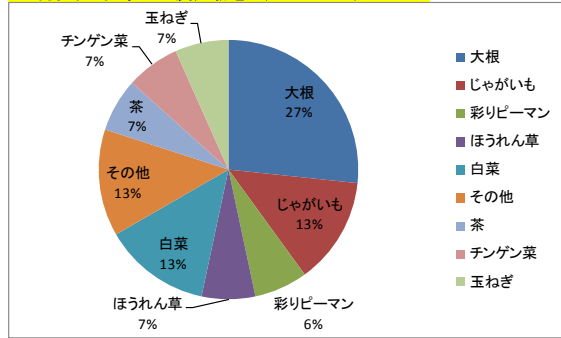


- 意見として・・・
- ・スーパー、買い物をする場所が遠い
 - ・電化製品が手に入らない
 - ・石油の缶を持って行かないとならない

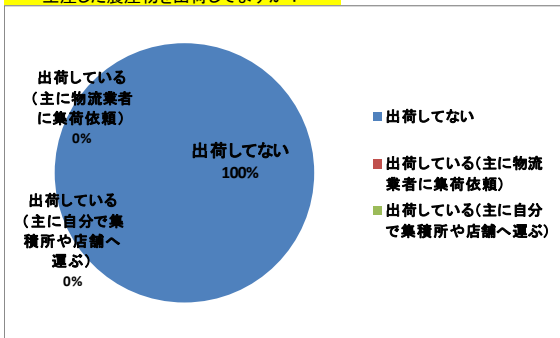
現在、ご世帯では農産物を生産していますか？



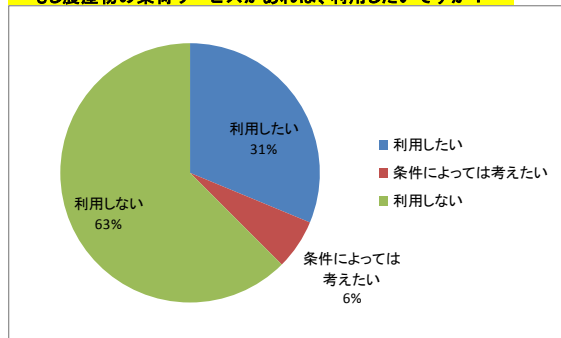
現在、ご世帯では農産物を生産していますか？



生産した農産物を出荷していますか？

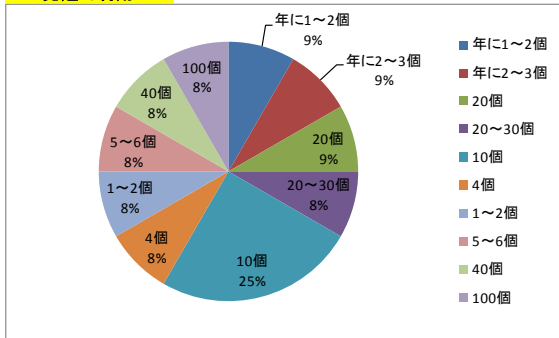


もし農産物の集荷サービスがあれば、利用したいですか？

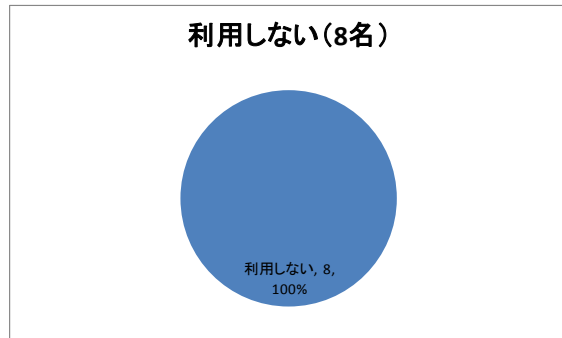


ふだん宅配便を利用していますか？

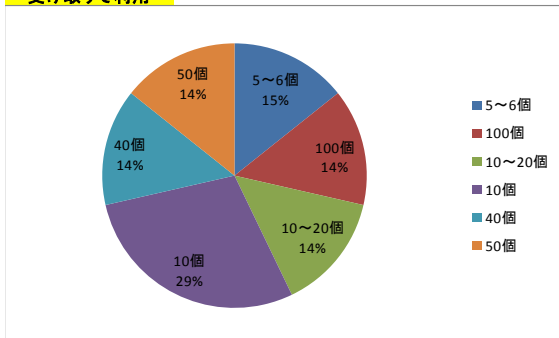
発送で利用



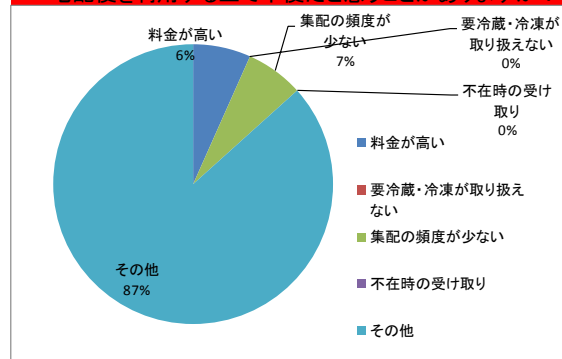
利用しない(8名)



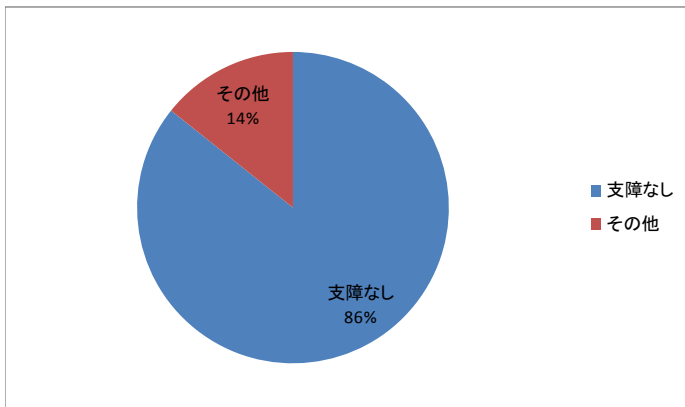
受け取りで利用



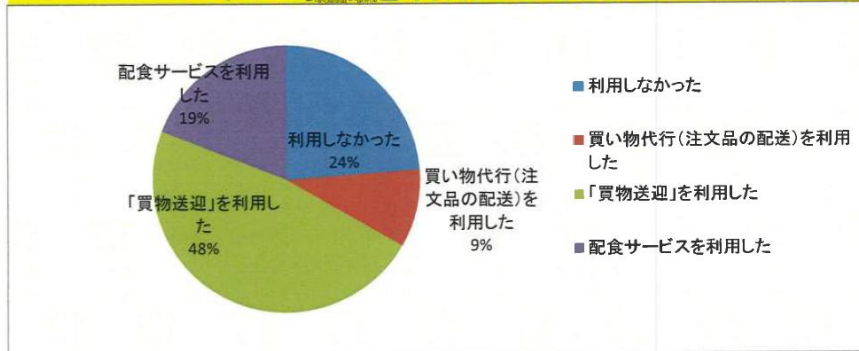
宅配便を利用する上で不便だと思いませんか？



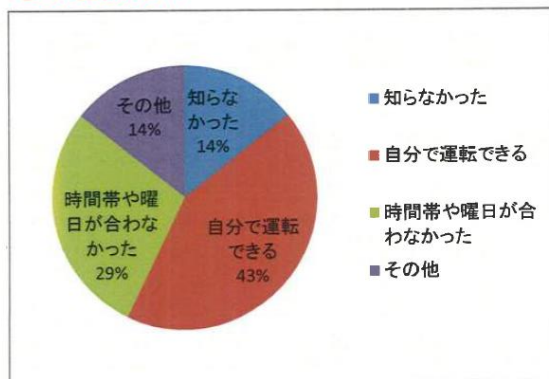
人と荷物の輸送を1台の同じ車両で行うことについて



モデル事業を利用しましたか？

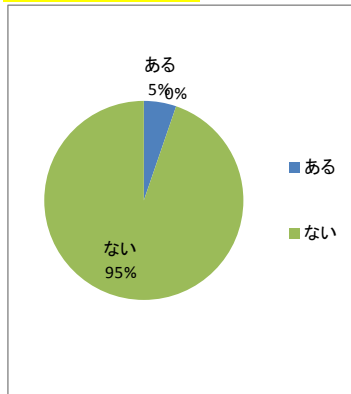


→その理由は？

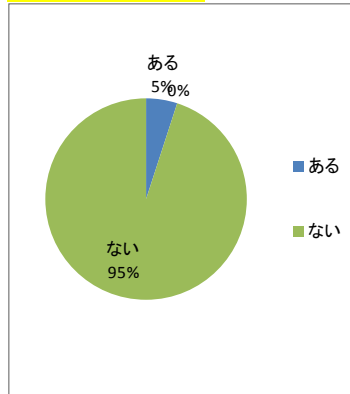


本サービスについて不満・改善点などありましたでしょうか？

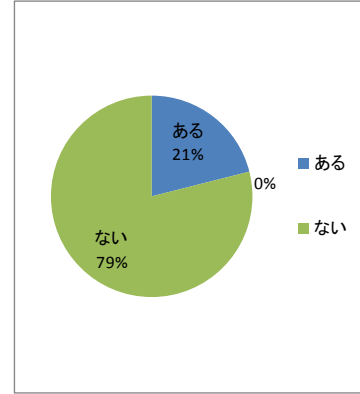
予約注文



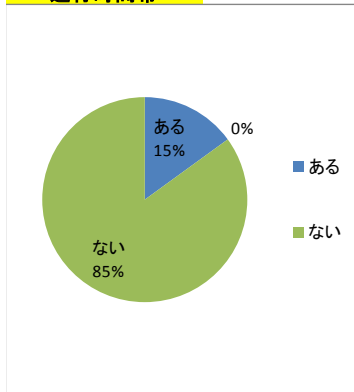
注文品の品目



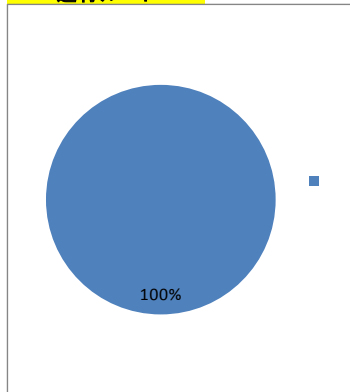
運行頻度(曜日)



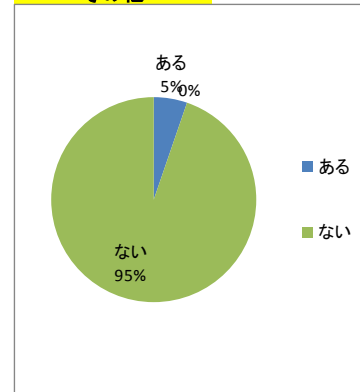
運行時間帯



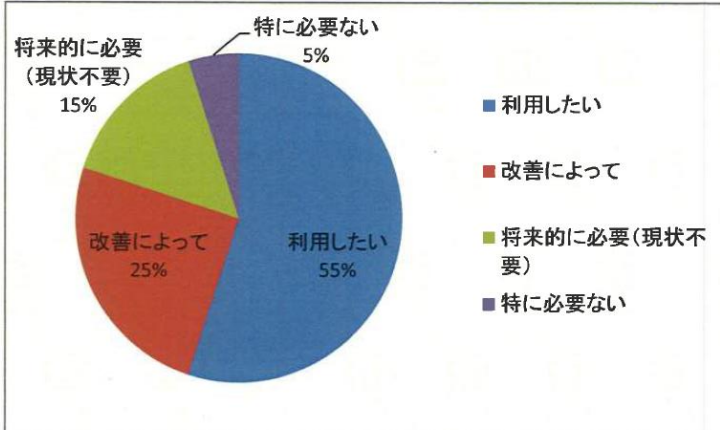
運行ルート



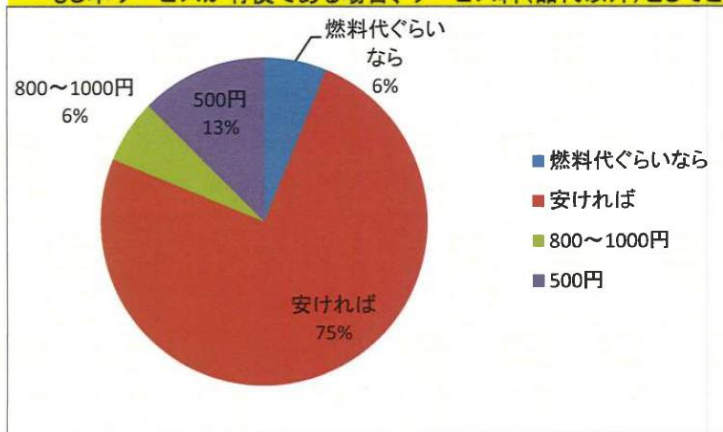
その他



今後サービスが継続されたら利用したいか？



もし本サービスが有償である場合、サービス料(品代以外)としてどの程度なら支払い可能ですか？



8. 今後に向けて

今後の課題、対応策について

本モデル事業を実施することにより、村内での公共交通利用者と現在の公共交通網、福祉バスとの兼ね合い等のミスマッチがみられた。

高齢化の進行や村内商店の存続の見通しが不安定な状況。将来的なニーズも踏まえたいうえで、交通・物流・生活支援サービスを最適化していく必要がある。

既存の輸送システムに買物弱者支援サービス及び農産物等庭先集荷サービスを付加し、将来的なニーズにも対応可能な輸送システムの構築を図るため、事業者等と協働して輸送システムの検討及び試行的実施を行う。

今回の配食サービスでは、お弁当を村内の食堂にお願いしたが、一度に用意できるお弁当の数については、5個までと今後、利用者、希望者増えた場合の課題となった。

今後は、「大川村集落活動センター結いの里」が中心となり、物流・給配食サービスを担っていき、課題の解決に繋げていく。

事業の継続の可能性について

今後は、少子高齢化が進むことが予想され、また、村内個人商店についても、高齢化と後継者の問題から、商店の維持存続は困難であると予想される。公共交通についても、利用者の需要と現在の公共交通網における需要と供給のミスマッチがある。また負担金等の財政負担が懸念される。

高齢者の配食サービスについては、現在も大川村と社会福祉協議会が一体となり、現在も継続して実施している。

今後は、平成27年度に設立した「大川村集落活動センター結いの里」が中心となり、「住民」、「民間事業者」、「行政」の協働による新たな物流、人流の仕組みを構築していく。

「大川村集落活動センター結いの里」は、平成28年度から地産地消をテーマに学校給食を実施していく。その中で、村内各農家への集荷と集荷時における住民の買い物要望への対応、公共交通の見直しにより、「大川村集落活動センター結いの里」が中心となった、地域住民の要望にできるだけ応える公共交通体系の構築を実施し、大川村の実情に応じた貨客混載を実施することにより、住民サービスの向上を目指す。

事業実施の流れ モデル地区 巡回・配食日

火曜日：下切ー大藪ー小北川ー大平ー上小南川

水曜日：下中切ー上小南川

木曜日：下切ー大藪ー小麦畝ー大平ー上小南川

トライアル実施ルート



大川村・高齢者の暮らしを支える物流ネットワーク推進協議会規約

平成27年11月30日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、大川村・高齢者の暮らしを支える物流ネットワーク推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を高知県大川村役場むらづくり推進課に置く。

(目的)

第3条 協議会は、大川村の住民福祉の活性化に資することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

①地域を支える持続可能な物流ネットワーク構築事業（国土交通省モデル事業）

2 協議会は、前項に関する事業の一部を当該協議会以外の者に委託して実施することができる。

第2章 会員等

(協議会の会員)

第5条 協議会は、別表に掲げるものをもって組織する。

(会員の変更届)

第6条 会員は、その氏名及び住所に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長1名

(2) 副会長 1 名

(3) 監事 1 名

2 前項の役員は、第 5 条の会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第 8 条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。

(2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員任期)

第 9 条 役員任期は、第 4 条に掲げた事業の終了までとする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第 10 条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第 11 条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、協議会は、その総会の開催の日の 10 日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員報酬)

第 12 条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第13条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、事業期間内に1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会員の構成員5名以上からの連名において会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
 - (3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第14条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第15条 総会は、協議会構成する団体を代表する過半数の出席があれば開くことができる。

- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) その他協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の過半数以上の多数に

よる議決を必要とする。

- (1) 協議会規約の変更
- (2) 協議会の解散
- (3) 会員の除名
- (4) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到着しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。
- 4 第15条第1項及び第4項並びに第17条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 開催日時及び開催場所
 - (2) 当該総会に出席した会員数、第18条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。
- 4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかななければならない。

第5章 事務局等

(事務局)

第20条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、事務局の中から会長が任命する。
- 4 協議会の庶務は、事務局長が総括する。

(業務の執行)

第21条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるものとする。

(書類及び帳簿の備付け)

第 22 条 協議会は、第 2 条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 協議会規約
- (2) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (3) 第 30 条に掲げる文書に関する帳簿

第 6 章 会計

(事業年度)

第 23 条 協議会の事業年度は、協議会設立から、平成 27 年 12 月 31 日とする。但し、事業実施期間が延長された場合はその終了日までとする。

(資金)

第 24 条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国、県及び市町からの助成金
- (2) 事業収入
- (3) その他の収入

(監査等)

第 25 条 会長は、事業終了後、次の書類を作成し、監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 第 22 条 (2) に掲げる文書

第 7 章 解散及び残余財産の処分

(地域協議会が解散した場合の地位の継承)

第 26 条 地域協議会を解散した場合には、解散時の構成員で協議し決定したものにその地位を継承するものとする。

(協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第 27 条 協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあつては国に返還するものとする。

2 前項以外の残余財産については、第 27 条に定める団体に寄附するものとする。

第8章 協議会の文書取扱

(文書の発行名義人)

第28条 文書の発行名義人は、会長とする。ただし、事務連絡等の軽微な文書については、この限りではない。

(文書に関する帳簿)

第29条 文書に関する帳簿として第26条、31条に掲げた書類を備え置くものとする。

(文書の登録)

第30条 文書の接受又は発議により起案した文書（以下「起案文書」という。）を備え置くものとする。

(起案)

第31条 文書は、事案ごとに起案するものとする。ただし、2件以上の事案で、その間に相互に関連のあるものについては、これらを1件とみなし、一つの起案により処理することができる。

(文書の決裁)

第32条 起案文書には、その決裁に係る事項について処理案の要旨及び理由を記述した伺文を記載するものとする。ただし、供覧に係る文書その他決裁に係る事項が軽微なものであるときは、この限りでない。

(文書の専決)

第33条 起案文書は、会長が別に定めるところにより文書の専決処理にすることができる。

(文書の代決)

第34条 副会長は、特に必要と認められる場合には、会長の代決をすることができる。

(文書の施行)

第35条 起案文書の施行に当たっては、当該文書の発行名義人の印を押印するものとする。

(文書の完結)

第36条 起案文書の決裁等が終了したことにより、当該文書に係る事案が終了したときは、決済欄とは別欄に完結したことがわかる会長の印を押印するものとする。

(保存期間)

第 37 条 文書の保存期間は、3 年とする。

2 文書の保存期間は、文書が完結した時点から起算する。

(文書の廃棄)

第 38 条 文書で保存期間を経過したものは、廃棄するものとする。ただし、保存期間を経過した後も、なお、保存の必要のあるものについては、この旨を第 30 条第 1 号の文書登録簿に記入し、保存しておくことができる。

第 9 章 協議会会長印の取扱

(定義)

第 39 条 この規約において「会長印」とは、協議会の業務遂行上作成された文書に使用する印章で、それを押印することにより、当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。

(種類)

第 40 条 会長印は、「大川村・高齢者の暮らしを支える物流ネットワーク推進協議会」の名称を彫刻するものとする。もしくは、会長の個人印でこれを代用することが出来る。

(登録)

第 41 条 会長は、会長印を新たに調製し、再製し、又は改印したときは、その印影を会長印登録簿に登録しなければならない。

2 会長印が廃棄されたときは、遅滞なく、前項の登録を抹消するものとする。

(使用範囲)

第 42 条 会長印は、決裁が終了した文書を施行するときに限り使用するものとする。

第 10 章 雑則

(細則)

第 43 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成 27 年 11 月 30 日から施行する。

2 協議会の設立初年度の役員の選任については、第 7 条第 2 項中「総会」とあるのは、

「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第9条第1項の規定にかかわらず、事業終了までとする。

- 3 協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第25条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。

大川村・高齢者の暮らしを支える物流ネットワーク推進協議会 会員

団体名	職名	氏名	備考
大川村	副村長	筒井 誠	
四国運輸局	環境・物流課長	佐伯 辰美	
高知県	中山間地域対策課長	中村 剛	
高知県	地域産業振興監	久武 弘明	
JA 土佐れいほく	大川支所長	川田 朝一	
大川村社会福祉協議会	会長	山中 敏夫	
大川村部落自治会	副会長	谷脇 勝利	
村内商店代表		明坂 義和	

・オブザーバー

団体名	職名	氏名	備考
四国運輸局	旅客課長	川村 浩	
四国運輸局	交通企画課長	藤本 実紗	
四国運輸局 高知運輸支局	輸送・監査部門首席運輸企画専門官	寺岡 昌人	